

見積依頼公告

下記のとおり随意契約・オープンカウンタに付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は、「政府電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>)」を利用した見積書の提出及び見積合せ手続により実施するものとする。ただし、「紙」による見積書等の提出も可とする。

2. 見積依頼に付する事項等

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 件名 | 舞鶴税関支署における電話交換設備の更新 |
| (2) 特質等 | 見積依頼説明書による |
| (3) 納入期限 | 令和 5 年 1 月 22 日 (水) |
| (4) 証明書等の受領期限 | 令和 5 年 9 月 22 日 (金) 午後 5 時 00 分 |
| (5) 見積書の受領期限 | 令和 5 年 10 月 5 日 (木) 午後 5 時 00 分 |
| (6) 公開見積合せの日時及び場所 | 令和 5 年 10 月 6 日 (金) 午前 10 時 00 分
大阪市港区築港 4 丁目 10 番 3 号
大阪港湾合同庁舎 4 階 大阪税関第 3 会議室 |
- (7) (4)から(6)については、「政府電子調達システム」においてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 見積書を提出する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、見積書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項を示す場所

大阪市港区築港 4 丁目 10 番 3 号 大阪港湾合同庁舎 3 階 大阪税関総務部会計課庁務係
京都府舞鶴市宇松陰無番地 大阪税関舞鶴税関支署 2 階 舞鶴税関支署管理課

5. 見積依頼説明書の交付方法

見積依頼説明書は、「政府電子調達システム」を利用して取得することとし、取得した際は(3)の問合せ先まで電話連絡すること。

なお、紙による見積依頼説明書の交付を希望する場合には、以下の日時及び場所で交付する。

- | | |
|----------|--|
| (1) 日時 | 令和 5 年 9 月 5 日 (火) ~ 令和 5 年 9 月 22 日 (金) 午後 5 時 00 分
(平日 午前 9 時 00 分 ~ 正午 及び 午後 1 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分) |
| (2) 場所 | 大阪市港区築港 4 丁目 10 番 3 号 大阪港湾合同庁舎 3 階 大阪税関総務部会計課庁務係
京都府舞鶴市宇松陰無番地 大阪税関舞鶴税関支署 2 階 舞鶴税関支署管理課 |
| (3) 問合せ先 | 大阪税関総務部会計課庁務係 担当: 日野 将爾 電話: 06-6576-3039 |

6. 契約保証金

全額免除する。

7. 見積書の記載金額について

契約候補者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって決定するので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積を行った契約金額の 110分の 100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本公告に示した見積合せの参加に必要な資格のない者の提出した見積書及び見積合せに関する条件に違反した者の提出した見積書は無効とする。

9. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

令和 5 年 9 月 5 日

支出負担行為担当官 大阪税関総務部長 山岡 時生